

新型コロナウイルス感染症対策

近江鉄道定期券購入支援補助金

通学定期を所有する学生がいる世帯を対象に三方よし商品券（5,000円分）を交付します。

■対象者

近江鉄道（電車・バス）の学生定期（学期定期、定期回数券を含む）を利用する市内に住所を有する学生がいる世帯（学生一人につき1回限り、電車・バスの併用可）

■要件

- ①市内に住所を有する学生がいる世帯
- ②申請期間が有効期間に含まれる3

カ月以上の近江鉄道の学生定期を有すること。

③通学定期利用

開始日から8日以上経過していること。

■申請期間

7月1日(水)から9月30日(水)まで

■申請先

近江鉄道 公共政策課

TEL 0748-24-5658

TEL 050-5801-5658

FAX 0748-24-1249



学生の利用でにぎわう近江鉄道

新型コロナウイルス感染症対策

市営住宅 一時入居者募集

新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、市営住宅への一時入居者を募集します。

| 団地名 | 戸数 | 間取り | 予定使用料 |
|----------------|----|------|---------------------|
| ひばり丘団地 (ひばり丘町) | 4戸 | 2LDK | 18,600円～ 22,700円 |
| 松原団地 (山上町) | 1戸 | 3LDK | 22,300円 |

※駐車場あり(料金別途必要)

対東近江市内に住所または離職前の勤務先があり、4月以降に新型コロナウイルス感染症に起因する解雇などにより居住している住居から退去を余儀なくされる人

■入居期間 原則入居日から6カ月以内 ※詳しくは、問い合わせください。

■申請先

近江鉄道 公共政策課
TEL 0748-24-5652
TEL 050-5801-5652
FAX 0748-24-5578



令和2年は国勢調査の年です



国勢調査は日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する重要な統計調査です

調査期日：令和2年10月1日現在で実施します。

調査対象：日本国内に普段住んでいるすべての人（外国人を含む。）および世帯

調査方法：調査員が9月中旬に各世帯に調査票を配布します。

※インターネット回答または調査票を返信用封筒で郵送提出してください。

行政における利用

医療・福祉、産業振興、雇用対策、子育て支援、防災計画など、あらゆる施策の基礎データとして利用

企業や各種団体

需要予測や経営管理などで利用

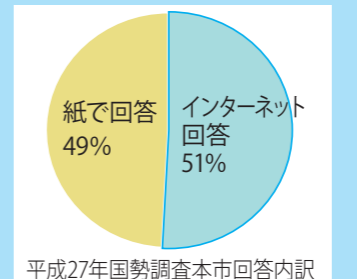
学術・研究機関

将来人口・世帯数の推計などで利用

スマートフォンやパソコンを使って、みんなでインターネット回答をしよう!

平成27年国勢調査で東近江市は半数以上がインターネットで回答

平成27年国勢調査で東近江市はインターネット回答率が全国平均の36.9%を大きく上回り、「総務大臣表彰」を受賞しています。



企画課統計室
TEL 0749-45-3331
TEL 050-5801-3331

支え合いの仕組みづくり

地域福祉計画推進委員会 委員を募集します

地域福祉計画の策定にあたり、市民の皆さんの声を反映するため、計画作りの中心となる地域福祉計画推進委員会委員2人を募集します。

■応募資格

- ①地域福祉計画の策定に関心があり、次のすべての要件を満たす人
- ②市内在住の20歳以上の市民
- ③国もしくは地方公共団体の議員または本市の職員でない人
- ④平日開催の委員会に出席できる人

※委員会は令和2年8月から令和4年3月までに6回程度開催予定です

■応募方法

健康福祉政策課で配付または市ホームページに掲載の応募申込書に必要事項を記入の上、「地域共生社会に向けて地域でできること」をテーマにした作文（400字以上800字以内）を添えて、健康福祉政策課へ持参または郵送してください。

■応募期限

7月31日(金)午後5時15分まで（健康福祉政策課必着、当日消印有効）

■申請先

近江鉄道 公共政策課
TEL 0748-24-5512
TEL 050-5801-0945
FAX 0748-24-1052

手話でコミュニケーション

手話講座(入門編) 受講生募集

聴覚障害者などの日常生活上の初歩的なコミュニケーション支援と交流活動を促進するため、手話や聴覚障害者についての知識の習得とともに、手話であいさつ、自己紹介程度の会話ができる人を養成します。

時 9月3日から令和3年2月4日までの木曜日19:00～21:00 (全24講座)

場 東近江市役所新館 3階314会議室

対 東近江市、日野町、竜王町に在住、在勤、在学の15歳以上(中学生を除く。)で、手話を初めて学ぶ人または学習経験が1年未満の人で、全課程を受講できる見込みの人

定 30人程度
料 教材費3,300円
申 7月1日(水)から(申込み先着順)



障 障害福祉課 TEL 0748-24-5640
TEL 050-5801-5640 FAX 0748-24-5693

交通安全意識の向上を!

夏の交通安全 県民運動

7月1日(水)から10日(金)まで、「夏の交通安全県民運動」が実施されます。

■重点施策

- ①高齢ドライバーを含む高齢者など、子どもの交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用と徹底
- ④飲酒運転・過労運転の根絶

⑤横断歩道利用者ファースト運動の推進

⑥「あおり運転」「ながら運転」の防止
夏の行楽シーズンが近づき、車での出かけるが増えます。車に乗るときは、必ずシートベルトを着用してください。また、小さなお子さんには、チャイルドシートを正しく着用させましょう。



■市民生活相談課

TEL 0748-24-5699
TEL 050-5802-8484
FAX 0748-24-0217

新婚生活を応援します

東近江市住まいる事業補助金

市民結婚新生活支援事業

令和2年1月1日以降に婚姻届を提出された新婚世帯の住宅取得に要する費用の一部を補助します。

※建物所有権保存登記前に申請する必要があります

対象者 次の①～⑤の要件をすべて満たす人

- ①交付申請時に夫婦のいずれかが市内に住民登録を有すること。
②令和2年1月1日以降に婚姻届が受理され、婚姻日の年齢がいずれも34歳以下であること。
③世帯合計所得が340万円未満であること(所得控除の要件あり)。

④交付申請時において、市町村税を完納していること。

⑤交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有すること。

補助金額

新築住宅、建売住宅または中古住宅取得費用の10分の10(上限20万円)

応募締切

令和3年2月26日(金)

申請住宅課

TEL 0748-24-5669
TEL 050-5801-5691
FAX 0748-24-5578



猛暑から身を守る

「eオアシス」の開設



熱中症を予防するため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、冷房の効いた公共施設の一部をeオアシス(一時休憩所)として開放します。

時各施設の業務時間内

- 市役所、東庁舎、各支所
各コミュニティセンター、各図書館
東近江保健センター、ウェルネス八日市
八日市文化芸術会館
てんびんの里文化学習センター
ふるさと文化体験学習館
東近江福祉センター ハートピア

※「eオアシス」の「e」は東近江(East-omi)と緊急(Emergency)の「e」の頭文字。オアシスのように市の施設を休憩所として利用していただくという取組です。

健康推進課 TEL 0748-24-5646
TEL 050-5801-5646 FAX 0748-24-1052

将来への橋渡し 国民年金

保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度があります

国民年金の保険料を納めることは義務ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、納付が免除または猶予される制度があります。制度の活用には所得など一定の要件があり、申請して承認を受ける必要があります。

令和2年7月分から令和3年6月分までの免除・猶予申請は、本年7月から手続きすることができます。
なお、免除・猶予・学生特例は、申請日から2年1ヵ月前まで遡って手続きをすることができます。

納付免除

本人や配偶者、世帯主の前年所得

が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

なお、一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、納付が猶予されます。継続して猶予を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。

申請保険年金課

TEL 0748-24-5631
TEL 050-5801-5631
FAX 0748-24-5576

または各支所

思い出に残る成人式にしよう

成人式実行委員を募集します



令和3年1月10日(日)に開催予定の東近江市成人式の実行委員を募集します。

一生に一度の思い出に残る成人式の運営に関わってみませんか?

対平成12年4月2日～

平成13年4月1日生まれの人

申8月21日(金)まで

申請生涯学習課 TEL 0748-24-5672

TEL 050-5801-5672 FAX 0748-24-1375

空き家を管理していますか

草木の繁茂に要注意! 空き家の適正管理は所有者の責務です!



夏場になると草木は急速に繁茂するため、所有者などによる適正な管理が必要です。管理せず放置していると、近隣住民に迷惑をかけることや危険を及ぼすこととなります。管理不全が原因で近隣家屋が破損した場合、所有者などは損害賠償責任の対象となる可能性があります。定期的な立木の伐採や除草をお願いします。

Three boxes detailing management responsibilities: 1. 近所や通行の迷惑 (Neighborhood/traffic disturbance), 2. ゴミの不法投棄や不審火による被害 (Illegal dumping or fire), 3. 害獣による被害 (Damage by wild animals).

住宅課空き家対策推進室 TEL 0748-24-5669 TEL 050-5801-5691 FAX 0748-24-5578

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療 保険料決定通知書を7月中旬に郵送します

令和2年度の保険料は、令和元年中(平成31年中)の所得に基づき計算されています。

「特別徴収」の欄に金額が記載されています。その金額が公的年金から引き落とされます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されています。納付書か口座振替でお支払いいただきます。

新しい被保険者証を7月中旬に郵送します



8月1日から新しくなる「後期高齢者医療被保険者証」(薄緑色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

「限度額認定証」を

更新します

入院時や高額な外来診療を受けるときに、医療機関に提示すると入院時の食事代が減額され、医療機関でのお支払いの上限が限度額までとなります。

対象となる人は、後期高齢者医療制度の被保険者で、令和2年度の市県民税が世帯全員非課税の人および一定

所得以下の人です。令和2年7月31日まで有効の認定証をお持ちの人で、令和2年8月以降も該当する人には、新しい被保険者証を郵送する際に同封します。(手続き不要)

対象となる人で限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちでない人は、申請してください。

医療制度が改正されます

令和2年4月から後期高齢者医療保険料の制度が一部改正されました。詳しくは、保険料決定通知書に同封するしおりをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免

次の要件を満たす人は、保険料が減免となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人は、保険料を全額免除
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入に減収が見込まれる世帯の人は、保険料の一部を減額

詳しくは、問い合わせください。

申請保険年金課・保険料課
TEL 0748-24-5631
TEL 050-5801-5631
FAX 0748-24-5576